

令和4(2022)年度

事業計画書

社会福祉法人 弟子屈町社会福祉協議会

## I 基本方針

---

長引くコロナ感染症により、自治会活動や福祉活動等が延期あるいは見送られるなど、地域の「つながり」に多くの影響を与えています。

また人口減少とともに、65歳以上の割合が4割以上となり地縁・血縁・社縁（職場）といった共同体がぜい弱化し、福祉ニーズも多様化・複合化していきます。

特に高齢化率の高まりは、自治会活動や地域福祉活動を支えてきた役員などの高齢化や後任者不足が進んでいます。同時に地域で活動する個人ボランティアやボランティアグループ等においても担い手不足に苦慮しています。

本町のみならず特に中山間地域でのこのような背景を受け、厚生労働省が数年前から取り組んできたのが「地域共生社会」の実現です。この「地域共生社会の実現に向けて」として「制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていくことを目指す。」としています。

またこの中では、多様化し複雑化している生活課題に対して介護保険や医療、保健等の公的サービスでは補いきれない困りごとに応えるため、近隣や地域住民同士での助け合い活動がこれまでに増して重要であるとしています。

本社協としても、行政や自治会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ等の福祉団体さらには、医療、教育等の関係機関とより一層連携を深め、住み慣れた地域で、安心して安全に暮らし続けるための地域福祉活動を推進して行かなければなりません。

この活動を推進するため、第5期地域福祉実践計画の評価を基に第6期計画を策定し、その計画に沿って地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。また、単に担い手不足の解消のための地域助け合い活動ではなく、町民の皆様からのご支援、ご協力を頂きながら人同士のふれあいの中で、寄り添いながら誰かの困った状態に手を差し伸べる、お互い同士で支え合う持続的な活動がより広まるよう努力してまいります。

## II 基本目標

---

### 誰もが安心して暮らせるまちづくり 安全・安心・福祉のまちづくり

住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らしていくことは皆の願いです。ここで暮らす地域住民・ボランティア・福祉関係団体等と協働・連携を強め誰もが笑顔で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

## III 基本計画

---

### 1 みんなが支え合う地域づくり

住民一人ひとりの幸せの実現のため、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体が地域福祉の担い手として積極的に取り組める環境づくりを推進します。

### 2 みんなが安心して生活できる地域づくり

地域において支援を必要とする高齢者や障がいのある方が、質の高い在宅福祉サービス・介護保険サービス・心配ごと相談・権利擁護事業等を利用し、安心して日常生活を送ることができる地域づくりを目指します。

### 3 地域福祉を支え、頼りになる社協づくり

地域福祉の中核組織として、各事業の安定的な経営基盤の強化を図り、地域住民に信頼される社会福祉協議会を目指します。

## IV 重点推進事項及び活動内容

---

### 1 みんなが支え合う地域づくり

---

#### (1) ボランティア活動の支援

##### (ア) ボランティアセンター運営事業の推進

住民に広くボランティア活動についての関心と理解を深めていただくために、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの登録や斡旋、研修会などを行います。

(イ) 寄贈品の配分及び管理の実施

雑巾、紙おむつ、清拭布等の寄贈品の管理と希望する施設等への配分を行います。

(ウ) リングプル等の収集活動事業への支援

リングプル、使用済み切手、キャップ、ベルマーク、書き損じハガキなどの収集活動への支援を行います。

(エ) 有償ボランティアの実施

持続的なボランティア活動を推進するため在宅福祉協力員など謝金による有償ボランティアの確保や在宅生活において介護保険等の公的サービスでは補いきれない困りごとに対応する有償サポーター活動事業（地域助け合い活動）を会員登録制により実施します。

(オ) 災害ボランティアへの支援

災害ボランティアとして登録している方の活動に対しての支援を行うとともに、本会策定の「災害時対応マニュアル（平成30年7月）」により災害に備えます。

(カ) 災害ボランティアセンターの運営体制の強化

弟子屈町との協定により、災害時に立ち上げられる災害ボランティアセンターの運営に備え、職員の資質向上に努めます。

(キ) 日赤奉仕団との連携強化

日赤奉仕団の地域災害ボランティア活動に対して、町総合防災訓練などを通じて連携を深めてまいります。

**(2) ボランティア意識の啓発**

(ア) 中・高校生ワークキャンプ事業の実施

夏休み期間中を中心に、町内の福祉施設での体験学習や講座を通じ、中・高校生のボランティア活動への理解と、地域における福祉教育の振興を図ります。

(イ) 福祉教育推進事業の実施

学校等のボランティア活動の情報交換や交流を図るため「学校ボランティア連絡協議会」を開催します。

(ウ) 児童・生徒のボランティア活動支援事業の実施

町内の小・中学校、高等学校を対象に、ボランティアの心と連携の精神を培うため、協力校を指定し福祉に関する体験学習や交流等の活動を支援します。

### (3) 子育て支援の推進

#### (ア) ファミリー・サポート・センター事業の実施

弟子屈町が実施する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を継続受託し、子どもの預かり手確保のための取組を推進するなど、事業の円滑な運営に取り組んでまいります。

#### (イ) レスパイト事業の実施

障がいをもつ子どもを一時的に預かり、保護者に休息の時間を創出し、その時間を有効活用してもらうとともに、保護者の相互交流や研修等を行う事業を実施します。

### (4) 住民交流の推進

#### (ア) 待合室「みちくさ」の運営支援

子どもから高齢者までが気軽に立ち寄り「休息・待ち合わせ・交流等の場」として活用される待合室「みちくさ」の維持管理を行い、その運営を支援します。

#### (イ) ふれあいサロン事業の推進

待合室「みちくさ」との連携により、自宅に閉じこもりがちな高齢者などの交流や意見交換を行う「ふれあいの場」を提供します。

#### (ウ) 布絵ハガキの送付支援

布絵サークルとの連携により町内在住の一人暮らしの高齢者宅に、会員が作成した季節ごとの「布絵ハガキ」を郵送し、孤立感の解消を図ります。

#### (エ) 行事用テントの貸し出し及び管理

町内の団体が行事等で使用するテントを無償で貸し出し地域の交流を支援します。

### (5) 生活基盤の確保

#### (ア) 生活福祉資金の相談対応

新型コロナウイルス感染症による日常生活への影響の長期化等を踏まえ、生活困窮者への支援について、引き続き道社協及び自立相談支援機関との連携を図ってまいります。また、道社協が実施する生活福祉資金貸付制度の相談や借入申請等を受け付けるとともに、民生委員との連携を図り相談から貸付後までの自立に向けた支援に取り組めます。

#### (イ) 生活困窮者等に対する安心サポート事業の実施

生活困窮者を取り巻く環境や情勢はより複雑化し、制度のみでは対応しきれない支援ニーズもあり、こうした制度の狭間への支援策として道社協が実施する「生活困窮者等に対する安心サポート事業」に参加し、自立相談支援機関との連携により生活困窮者へ食材や生活必需品の現物給付等による支援を実施します。

(ウ) 愛情銀行事業の実施

火災による全焼家庭へ見舞金を贈るなど臨時的な救済援助を実施します。

## 2 みんなが安心して生活できる地域づくり

---

(1) 在宅福祉サービス事業の実施

(ア) 入浴サービス事業

家庭において入浴の困難な寝たきり老人等に対して、特養摩周の特殊浴場を利用し入浴サービスを実施します。また、故障時などへの対応として弟子屈町デイサービスセンターも利用施設に加え入浴サービスの充実を図ります。

(イ) 移送サービス事業

おおむね 65 歳以上の疾病や高齢化により身体機能が低下している者で、家族等の送迎援助が得られない事情を抱えているとともに、公共交通機関等を利用し通院、入退院などが困難な者に対し、移送サービスを行います。

(ウ) 訪問サービス事業

安否確認や励ましが必要と思われる一人暮らしの 70 歳以上の町民を対象に、ヤクルト販売員が乳酸菌飲料を持参し、安否確認等を行います。

(エ) 老人世帯等除雪援助事業

自宅前の通路を自力で除雪することが困難な、おおむね 70 歳以上の老人世帯及び重度心身の障がい者世帯に対し除雪の援助を行い、避難通路の確保を行います。

(オ) 給食サービス事業

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等で食事を作ることが困難な者や栄養改善が必要な者に定期的に給食を届け、食事の確保と安否の確認を行います。

(カ) 雪下ろし費用助成事業

おおむね 70 歳以上の高齢世帯又は障がい者世帯が居住する家屋において、落雪等により物損や人身事故などの恐れがある場合、雪下ろし費用の一部を助成します。

(キ) 高齢者生きがい活動支援通所事業

在宅で生活する介護認定非該当者の高齢者を対象に、デイサービスセンターにて食事やレクリエーション等のサービス提供を行います。

(ク) 高齢者等軽度生活援助事業

在宅で生活する介護認定非該当者の高齢者に、生活援助員が居宅内の清掃などの軽易な日常生活の援助を行います。

(ケ) 在宅生活安心支援事業

既存の入浴、移送、訪問、除雪等の在宅福祉サービスや制度のみでは対応しきれない高齢者や障がい者等の個別性が極めて高い支援ニーズに対し援助を行います。

(2) 介護保険サービス及び障害福祉サービス事業の実施

(ア) 訪問介護及び居宅介護事業

訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者や障がい者の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除、買い物等の生活・家事援助並びに生活等に関する相談、助言その他生活全般に渡る援助を行います。

(イ) 居宅介護支援事業

居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（指定居宅サービス等）を適切に利用できるよう、ケアプランなどの作成・運用を通じて要介護者とサービス提供事業者や行政との連絡・調整を行います。

(ウ) デイサービス事業

弟子屈町からの指定管理を受け入浴、食事、レクリエーション等のサービスの提供を行い、在宅生活が維持できるよう支援するとともに、利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

(3) 相談体制の充実

・心配ごと相談事業

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に不安を抱えている方からの相談や住民の複合化・多様化する支援ニーズに対して、包括的で継続的な相談体制の充実に取り組んでまいります。

#### (4) 地域福祉権利擁護事業の実施

##### (ア) 日常生活自立支援事業の実施

在宅で生活している方又は在宅で生活する予定の方で、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安がある場合、道社協が実施する「日常生活自立支援事業」により権利擁護（自立生活）支援専門員を配置し、その方に対して福祉サービスの利用相談や生活支援計画に基づく生活支援員による生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いを行います。

##### (イ) 法人後見（成年後見）事業の実施

認知症などにより判断能力が低下した方や知的障がいのある方など、自分では財産を適切に管理できなくなった方に対して、社協（法人）が後見人、保佐人もしくは補助人になり、権利擁護支援専門員のもと成年後見支援員を置き財産管理や身上保護を行います。

##### (ウ) 市民後見人養成講習会の開催

認知症等により判断能力が不十分な町民の権利を守り、住み慣れた地域で安心・安全な生活を送ることができるよう支援する市民後見人や成年後見支援員を養成するための講習会を開催します。

#### (5) 介護予防ボランティア派遣事業の実施

弟子屈町が実施する一般介護予防事業を受託し、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防教室や高齢者サロンへふまねっと、脳トレ、がんばるーん等のボランティアサポーターを派遣します。

### 3 地域福祉を支え、頼りになる社協づくり

---

#### (1) 地域福祉実践計画の適正運用

##### (ア) 第5期地域福祉実践計画の評価検証

平成29年に策定した第5期地域福祉実践計画（5年計画）の評価検証を行います。

##### (イ) 第6期地域福祉実践計画の策定

第6期弟子屈町地域福祉実践計画策定委員会による原案作成など計画策定に取組みます。

#### (2) 社協事業の住民理解の推進

・社協だよりの充実やホームページの管理

年5回発行の社協だより「摩周のふくし」の充実やホームページの適正管理を図り社協事業について、より一層、理解と協力が得られる広報活動に努めます。

### (3) 社協基盤の強化

#### (ア) 法人運営体制の強化

地域住民から信頼される社協として、社会福祉事業の着実な実施と提供するサービスの質の向上に努めるとともに、適正かつ公正な組織運営に取り組んでまいります。

#### (イ) 安定的な法人経営

厳しい財政環境の中、既存の事業の見直しや補助金・助成金等の有効活用を図るとともに、経費削減の意識をさらに高め引き続き安定的な法人運営ができるよう努めてまいります

#### (ウ) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進

募金額が減少傾向にある中、幅広い地域福祉活動の支援に募金が活かされていることを広報紙やPR活動により周知し、より一層、寄付者の共感を得た活動に取り組んでまいります。

#### (エ) 福祉関係団体の活動支援

弟子屈町遺族会、弟子屈町老人クラブ連合会、弟子屈町共同募金委員会、弟子屈町ボランティア連絡協議会などの活動が円滑に展開できるよう事務局を担ってまいります。

#### (オ) 高齢者就労センター事業の安定的な運営

高齢者の豊かな経験と能力を活かし働くことを通して、自らの生きがいの充実や健康の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献するため就労センターに高齢者就業専門員を配置し、事業の安定的な運営に取り組んでまいります。。

#### (カ) 弟子屈町社会老人福祉センター管理業務の受託

弟子屈町より社会老人福祉センターの管理業務を受託し、適正な維持管理を図るとともに、利便性の向上など安定したサービスの提供に努めます。